6　環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定等

(一)　同意基本計画を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができることとした。（第一九条関係）

(二)　同意基本計画に定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができることとした。（第二一条関係）

7　認定計画に係る支援措置

(一)　認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動（以下「認定事業活動」という。）を行うのに必要な農業改良資金の償還期限等を延長することとした。（第二三条～第二五条関係）

(二)　認定事業活動に処理高度化施設の整備等が含まれる場合には、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めることとした。（第二六条及び第二七条関係）

(三)　認定を受けた特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って行う行為については、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めることとした。（第二八条～第三〇条関係）

8　有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

(一)　同意基本計画に定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地について所有権等又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「農用地所有者等」という。）は、当該特定区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有機農業の生産団地を形成するため、市町村長等の認可を受けて、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができることとした。（第三一条関係）

(二)　協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならないものとし、市町村長等による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があることとした。（第三五条関係）

9　基盤確立事業実施計画の認定等

基盤確立事業を行おうとする者は、基盤確立事業実施計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとした。（第三九条関係）

10　認定基盤確立事業実施計画に係る支援措置

認定を受けた基盤確立事業実施計画に従って行う行為については、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律、農地法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めるとともに、種苗法の規定による品種登録出願等について、出願料等を軽減し、又は免除することができることとした。（第四二条～第四四条関係）

11　附則

(一)　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律を廃止し、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇借地借家法施行令（政令第一八七号）（法務省）

1　借地借家法（平成三年法律第九〇号）第三八条第四項の規定による承諾は、建物の賃貸人が、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る建物の賃借人に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該建物の賃借人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものによって得るものとすることとした。（本則第一項関係）

2　建物の賃貸人は、1の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る建物の賃借人から書面等により借地借家法第三八条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならないこととした。ただし、当該申出の後に当該建物の賃借人から再び1の承諾を得た場合は、この限りでないこととした。（本則第二項関係）

3　この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）第三五条の規定の施行の日（令和四年五月一八日）から施行することとした。

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第一八八号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として定められている神戸三宮駅周辺・臨海地域の区域を拡大等することとした。（第一条関係）

2　特定都市再生緊急整備地域として定められている神戸三宮駅周辺・臨海地域の名称を変更することとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇外国為替令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（財務省）

1　銀行等その他の金融機関等に対して課される本人確認義務の対象となる行為として、暗号資産の取引に係る契約の締結を定めることとした。（第一一条の五関係）

2　特定資本取引として、居住者による貨物の輸入契約の相手方に対する暗号資産の貸付けに係る取引等を定めることとした。（第一四条関係）

3　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（国土交通省）

1　旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の年齢に係る要件について、一定の教習を修了した者は一九歳以上とし、当該運転者の運転の経験年数に係る要件について、一定の経験を有する者にあっては二年以上、一定の教習を修了した者にあっては一年以上とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年五月一三日から施行することとした。